

## 令和 3 年度 朝日地域における土曜試験運行の実施について（運行回数変更）

概要：運行日数 変更前…29 日間：変更後…28 日間（令和 4 年 1 月 1 日を運休）

地域住民より要望のあった市営バスが運行しない土曜日の地域交通の確保について、本格運行に向けた試験運行を昨年度、今年度に引き続き実施する。

## 1. 土曜試験運行の概要

- 運行形態
- ・朝日地域市営バス利用拡大協議会が運行主体となり、道路運送法第 21 条第 2 号の規定に基づき、地域内の貸し切りバス事業者またはタクシー事業者へ運行を委託して実施する。
  - ・事業者所有のジャンボタクシー（乗客定員 9 人）を使用して運行する。
- 実施期間
- ・令和 3 年 5 月、6 月及び 11 月から翌年 3 月末までの期間の土曜日
  - ※道路運送法第 21 条の許可を受ける時期により実施が遅れる事も考えられるが、可能な限り速やかに実施する。

## ○運行経路（変更なし）

路線名	始点	経由地点	終点	運行距離
大鳥線（往路）	朝日庁舎前	上田沢	松ヶ崎公民館	21.8 k m
（復路）	松ヶ崎公民館	倉沢公民館前	かたくり荘前	27.2 k m
大網線（往路）	かたくり荘前	産直あさひグー	大網局前	11.1 k m
（復路）	大網局前	落合住宅団地	かたくり荘前	14.5 k m

## ○時刻表 別紙のとおり

## ○利用料（変更なし）

利用料として運賃を徴収する。運賃設定は朝日地域市営バスの利用料に準ずるものとし、運行主体である協議会の収入とする。また、平日運行同様、庄内交通圏の定期所有者は免除する。

## ○補助金（変更なし）

運行主体に対して鶴岡市朝日地域土曜試験運行事業補助金を交付する。補助金の額は、乗合タクシー事業に要する経費から運賃収入及びその他の収入を差し引いた額以内の額とする。

## 2. 登録申請等今後の予定

- ・4月上旬：市内運送事業者へ見積りを依頼し、事業者を決定
- ・4月中旬：事業者が道路運送法第 21 条第 2 号に係る登録申請を山形運輸支局へ提出
- ・4月下旬：登録手続きが完了
- ・5月8日（土）：試験運行開始。延べ7カ月間、29 28 日間の試験運行を実施。  
※土曜日に祝日が重複した場合も運行する。（ただし、市営バスが運休する年末年始期間（12月31日から1月3日）を除く。）